

情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空・海上無線通信委員会
航空無線電話・航法システム作業班（第7回会合）議事要旨（案）

- 1 日時 平成23年9月26日(月) 16:00~16:30
- 2 場所 総務省 10階共用会議室2
- 3 出席者
 - (1) 構成員(敬称略、順不同)
小瀬木 滋、伊藤 達郎、上野 誠、大串 盛尚、勝田 正博、小山 修、佐藤 克宏、(代理)佐藤 琢、鈴木 勝、平田 俊清、松澤 佳彦、水谷 悟、山川 浩幸
 - (2) 有識者(敬称略)
小川原 勲
 - (3) 事務局(総務省)
衛星移動通信課 菅田企画官、田中課長補佐、長澤係長、土屋主任、森口官

4 議題

- (1) VHF 帯航空無線電話のナロー化について
- (2) その他

5 議事概要(敬称略)

冒頭に事務局より、本作業班の親会となっている委員会の名称が、本年より「航空無線通信委員会」から「航空・海上無線通信委員会」に変更となった旨の説明があり、その後、小瀬木主任から航空・海上無線通信委員会 運営方針 5作業班の運営(5)、「主任は必要があるときは、必要な者の出席を求めることができる」に基づき、日本航空株式会社の小川原氏に有識者として出席を求めた旨及び、前回作業班以降、CN作業班の構成員のうち、防衛省の永田氏が住友氏に、国土交通省の井口氏が三國氏に交代したこと及び新たに海外アビオテック株式会社の山川氏が構成員に加わった旨の報告があった。

続いて、事務局から配付資料の確認が行われた後、以下のとおり議事が進められた。

(1) VHF 帯航空無線電話のナロー化について

事務局から、「資料10-CN作7-1 VHF帯航空無線電話のナロー化の概要」及び「資料10-CN作7-2 VHF帯航空無線電話ナロー化に関する技術的条件(素案)」により、VHF帯航空無線電話のナロー化についての概要説明がなされた後、小瀬木主任より構成員各位に対して質問の有無について確認を

したところ、以下のとおり発言がなされた。

- 伊藤構成員： 現行の 25kHz 間隔の使用については、当面の間、可能である旨、「資料 10-CN 作 7-2」の素案に明記して欲しい。
- 上野構成員： 8. 33kHz 間隔のシステムを導入した場合、平成 9 年郵政省告示第 666 号（登録点検事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認方法を定める件）との整合性はどのようになることを想定するのか。
- 小山構成員： ナロー化の対象となる周波数について明確にする必要があるのではないか。
- 事務局： 対象周波数については、118MHz-137MHz を検討しているが、対象周波数や周波数の割当て方針等についても、本作業班にて議論していただきたい。
- 小瀬木主任： 素案に関しては、本日より構成員各位に検討していただくことになるので、当該素案に記載の内容をもってそのまま技術基準になるという訳ではない。
- よって、素案の内容については構成員各位で引き続き検討していただき、今後の作業班会合の中で活発な議論をしていただきたい。ひとまず、素案については各位持ち帰っていただき、平成 23 年 10 月 25 日（火）正午までに事務局あてに回答をいただきたい。

(3) その他

事務局より、次回作業班（第 8 回）の開催日程等については、後日改めて調整したい旨と本年 11 月の情報通信審議会情報通信技術分科会に諮問を行う予定である旨の周知がなされた。

（閉会）

以上。